

10月から

市・道民税の公的年金からの特別徴収が始まります

公的年金受給者の多くは、これまで年金を受け取ってから、市・道民税を納付書や口座振替で納める普通徴収により納めていると思います。それが、10月からは年金を支給している年金保険者が、年金から市・道民税を差し引いて、市に直接納める特別徴収による納税方法に変更になります。

対象になる方

特別徴収される年度の4月1日現在、65歳以上の公的年金受給者で、

- ・65歳以上の公的年金受給者で、市・道民税の納税義務のある方が対象
- ・新たな税の負担は生じません
- ・年金から特別徴収される税額は、6月上旬に送付した「市・道民税税額決定・納税通知書」に記載

前年中の年金所得にかかる市・道民税の納税義務がある方です。

ただし、介護保険料が特別徴収されていない方や、当該年度の特別徴収額が公的年金給付の年額を超える方などは対象になりませんので、普通徴収で納めることとなります。

対象になる公的年金

老齢基礎年金、退職年金などの公的年金です。

なお、障害年金や遺族年金などの課税されていない年金は、対象になりません。

りません。

新たな税負担は生じません

特別徴収の対象になる方は、納税方法を変更するだけであり、新たな税の負担は生じません。

特別徴収額の確認は

特別徴収の対象になる方には、今年6月上旬に送付している「市・道民税税額決定・納税通知書」の中で、年金から特別徴収される税額をお知らせ

平成21年度 市・道民税 税額決定・納税通知書

納付書は前届帳簿により処理しますので、おしりより曲げたりしないでください。

下記のとおり、決定(更正)しましたので通知します。

平成 年 月 日

岩見沢市長 渡辺 孝一

年金受給者	特別徴収対象年金	徴収月	徴収額	本徴収
市・道民税納税義務者 特別徴収対象年金	特別徴収対象年金	21年4月		
		21年6月		
		21年8月		
		21年10月		
		21年12月		
		22年2月		
		計		
		22年4月		
22年6月				
22年8月				

特別徴収額 (裏面参照)

普通徴収の納税及び納付額	納付額
期 別	納 期
第1期	21. 6. 16～ 6. 30
第2期	21. 8. 17～ 8. 31
第3期	21. 10. 16～11. 2
第4期	21. 12. 16～12. 25

市・道民税合計額①
給与特別徴収分②
年金特別徴収分③
控除不足額
控除不足分充当額④
この通知書で納める税額⑤

※裏面に以下に税金の納める場所等を記載してありますのでご覧ください。

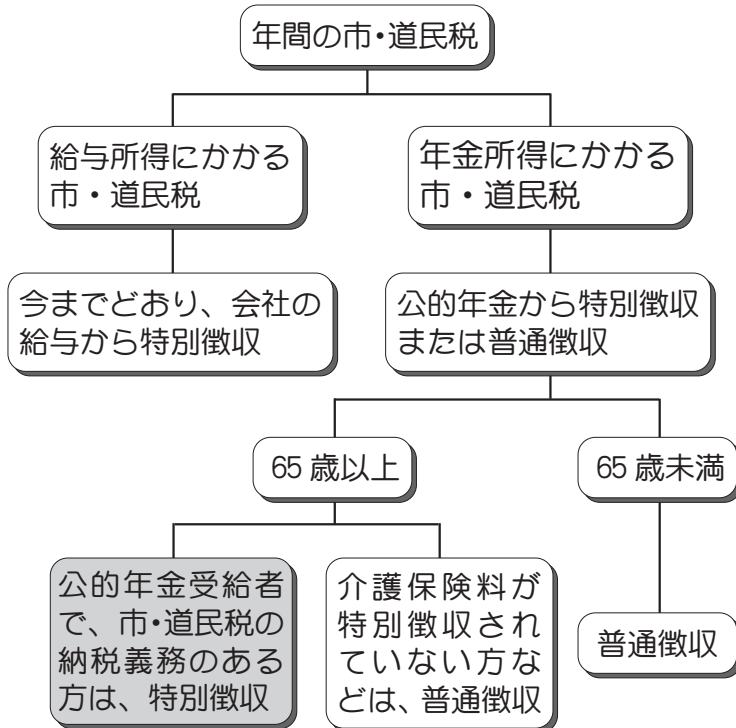
確認

特別徴収になる方は、年金の名称と税額を記載しています。

させていただきます。

なお、通知書に特別徴収される年金の名称と税額の記載がない場合は、特別徴収の対象にはなりません。

○給与から特別徴収されていた方の納付方法



平成22年度から

市・道民税の住宅ローン控除は申告不要に

平成11年から平成18年末までに入居した方の市・道民税の住宅ローン控除は、平成22年度から給与支払報告書に必要事項の記載があれば、申告は不要になります。

なお、給与支払報告書に含まれていない税の控除の追加などがある場合は、申告が必要です。

また、平成21年度の申告が済んでいない方は、申告書および源泉徴収票を持参し、早めに申告してください。申告書は、市税務課市民税係の窓口へ備え付けているほか、市のホームページからも入手できます。

問合せ先 市税務課市民税係

◆◆ 夜間納税相談窓口開設 ◆◆

税金は、市民の生活に直結する、まちづくりの貴重な財源です。納税にお困りの方は、早めにご相談ください。当日は、電話相談や窓口納付もできます。

日時 10月27日(火)・28日(水)

午後5時30分～8時

問合せ先・相談窓口 市税務課納税係

個人の市・道民税の第3期の納期限は11月2日(月)です。納税には便利な口座振替をご利用ください。

また、その通知後に、税額変更や公的年金からの特別徴収の対象外になった方には、新たに通知書を送付していただきますので、6月上旬に送付した通知書と間違えないようご注意ください。

徴収方法の選択はできません

市・道民税を公的年金から特別徴収することは、地方税法により定められているので、対象になる方の希望により納める方法を変更すること

はできません。

公的年金にかかる

市・道民税は給与から特別徴収できません

平成20年度までは、全ての市・道民税を給与から特別徴収することができました。

しかし、平成21年度からは、給与からの特別徴収に公的年金にかかる市・道民税を含めることができなくなりました。そのため、給与からの特別徴収以

外に公的年金にかかる市・道民税の納税義務のある方は、公的年金からの特別徴収か、普通徴収で納めることとなります。

なお、普通徴収で納める方には、今年6月上旬に「市・道民税税額決定・納税通知書」を送付していますのでご確認ください。

年の途中で特別徴収が中止なる場合

次のいずれかに該当した場合、公的年金からの特別徴収は中止となり

ます。

- 他の市区町村に転出または死亡した場合
- 介護保険料が特別徴収されなくなった場合

- 年金の支給額の変更や税の申告などにより、年の途中で税額が変更になった場合

なお、市・道民税のうち年金から特別徴収されずに、残った額は、普通徴収で納めることとなります。

問合せ先 市税務課市民税係